

平成28年10月7日

各位

株式会社 北陸銀行

生命保険商品の代理店手数料の開示等について

北陸銀行（頭取 庵 栄伸）は、お客さまにより適切な商品選択を行っていただくことを目的として、平成28年11月1日（火）より当行の勧誘方針にもとづき「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますので、お知らせします。

1. 保険代理店手数料の開示

当行が取り扱っている生命保険商品のうち、特定保険契約（※1）の代理店手数料について、保険会社の同意を前提に開示します。代理店手数料は、保険会社から販売代理店である銀行に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまが商品選択をする上で、より多くの判断材料を提供させていただくため、開示することといたしました。

※1 金融商品取引法の行為規制が準用される、市場リスクを有する生命保険商品で、具体的には「変額保険」「外貨建保険」「市場価格調整機能を有する保険」が該当します。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が保険会社から受領する代理店手数料は契約時に一括して受け取っておりましたが、保険会社と合意できた商品から順次、「販売手数料（※2）」と「継続手数料（※3）」に分けて受領する方式に変更いたします。これは、保険募集時のわかりやすいコンサルティングにくわえ、契約期間中の情報提供やアフターフォローの重要性に鑑み、手数料の受領方式を変更するものです。

※2 保険募集時のコンサルティングの対価として保険会社から受け取る手数料

※3 アフターフォロー等の対価として契約期間中に保険会社から定期的に受け取る手数料

以上

【本件に関するお問い合わせ先】リテール推進部金融商品推進グループ TEL076-423-7111
--